

独立行政法人水資源機構 第3期中期目標（第2回変更） 新旧対比表（案）

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p>(序文) ～ I (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 機構の技術力を活用した技術支援</p> <p><u>(1) 水インフラ分野の技術支援</u></p> <p>機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。</p> <p><u>(2) 特定河川工事の代行</u></p> <p><u>都道府県等を技術的に支援するため、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</u></p> <p><u>(3) 受託による技術支援</u></p> <p>調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。</p>	<p>(序文) ～ I (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 機構の技術力を活用した技術支援</p> <p>機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。</p> <p><u>さらに</u>、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。</p>

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
4.（略） Ⅲ～Ⅴ（略）	4.（略） Ⅲ～Ⅴ（略）